

米国における 暗号資産業界に係る コンプライアンスと 統制

2021年11月



Building a better
working world

サマリー

金融業界では、暗号資産とブロックチェーンのテクノロジーの普及が引き続き進んでいます。それらの使用がますます拡大し、統合される中、規制と規制当局による監視も強化されています。このようなテクノロジーの発展が当局に見過ごされるはずはありません。多くのブローカー、取引所、投資家など暗号資産関係者が米国の規制当局、世界各国の税務当局や規制当局による監視の強化に直面しているのが現状です。コンプライアンス対応の誤りは、多大な損失をもたらし、組織の成長の妨げとなりかねません。また、この変化の早い時代に、暗号資産関連の事業の成否を左右する可能性もあります。法的要件と規制の枠組みは絶えず進化しており、暗号資産の発行元と取引プラットフォームには柔軟性と適応力が不可欠です。このようなコンプライアンス問題に対処し、今あるテクノロジーと専門知識を最大限に活用しなければ、暗号資産とブロックチェーンの動向にうまく対応していくことができません。

暗号資産に関する 金融サービス特有の課題とは

1 さまざまな種類の暗号資産の適切な分類

- ▶ 暗号資産に対処し、これを規制するため、米国ではさまざまな規制当局や州が独自のアプローチを考案してきました。しかし、統一された規制の枠組みはまだありません。世界各国の多様な暗号資産の微妙な差異への対処に行政機関が日々取り組んでいるのが現状です。

2 通貨としての暗号資産

- ▶ 米国では規制当局が暗号資産を「通貨」に分類することを避け、暗号資産とする場合もあります。通貨に代わるものを提供することを目指すコインの開発者は、「ステーブルコイン」を手がけるようになってきました。ステーブルコインには、例えば中央銀行が発行する通貨である法定通貨と1対1で交換することができるように運営されているトークンなどがあります。そのため、従来の法定通貨の代わりを果たすのに適しており、規制当局による業界への介入がさらに不可避となります。

3 従来の市場から未来型の市場への移行

- ▶ 米国では従来、同じ機能を果たす活動は同じ規制の下で扱うべきだという基本方針に基づき、既存の規制やガイドラインを活用して市場の新たな動きに迅速に対応してきました。そのため、さまざまな州や管轄区域の規制当局の多くが、証券投資に関する既存の法律の枠組みで暗号資産やトークンに対して規制しています。
- ▶ 暗号資産を取り巻く環境が急激に変わり、その機能が変化と拡大を続けているため、暗号資産業務に携わる金融機関と米国の規制当局は、最終的にまったく新しい体制を作り、この業界に対応する必要があると考えられます。

4 投資家の分類

- ▶ 米国の規制当局は元来、資産、取引規模、法的地位などの指標に基づいて投資家を分類してきました。これは一般的に、流通市場ではなく、発行市場に言えることです。一方で暗号資産マーケットには誰でも参加することができるため、投資家保護の観点から問題が生じています。

5 仲介者への依存

- ▶ 個人向け暗号資産ウォレットを利用したセルフカस्टディ（自己管理）により、証券規制の中核的要素である仲介者を排除します。

6 犯罪への利用

- ▶ 暗号資産は、マネーロンダリングや脱税などの犯罪の温床となる恐れがあります。一方、相場操縦のためにどのように暗号資産が利用されるかについては、その方法がまだ定まっておらず、暗号資産の特性から、法定通貨のように利用されない可能性も出てきました。とはいえ、従来型の通貨と同様、暗号資産も犯罪に利用されやすいことには変わりはありません。

現在施行されている規制

暗号資産やその発行元、また支払いと取引を容易にする暗号資産プラットフォームは、その行為または活動に応じて、複数の機関により規制されています。これらの機関は、それぞれ異なる手法で、独自の考慮事項を踏まえ、暗号資産の規制を行っています。米国の司法省 (Department of Justice, DOJ)、証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission, SEC)、連邦取引委員会 (Federal Trade Commission, FTC)、内国歳入局 (Internal Revenue Service, IRS)、金融犯罪取締ネットワーク局 (Financial Crimes Enforcement Network, FinCEN)、通貨監督局 (Office of the Comptroller of the Currency, OCC)、海外資産管理局 (Office of Foreign Assets Control, OFAC)、商品先物取引委員会 (Commodity Futures Trading Commission, CFTC) はいずれも、それぞれの暗号資産の種類と、その基本的な特性に対する自らの見解に基づき、暗号資産の異なる側面を規制しています。

SEC: ゲンスラー委員長はSECの権限が及ぶ範囲について暗号資産に投資をする可能性のある、証券と商品または資産運用会社に限定されると述べました。

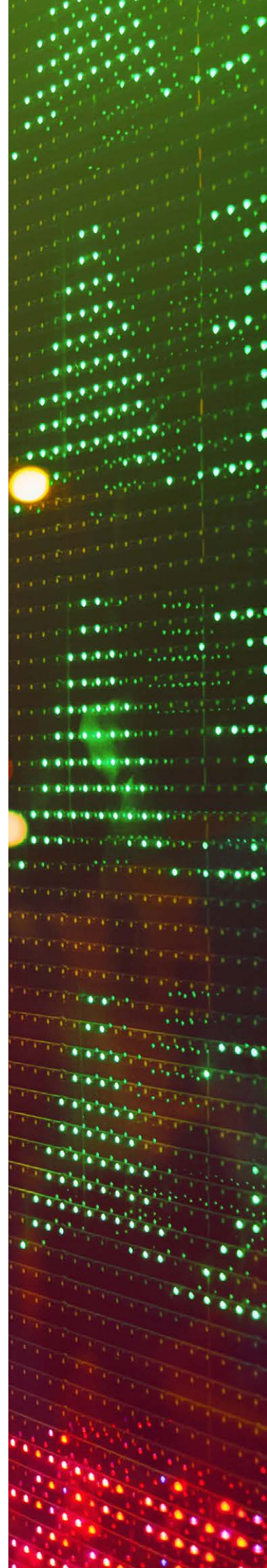
証券あるいは現金や現金同等物のような役割を果たす「トークン」は、自らの管轄下にあるというのがSECの考えです。多くの暗号資産は株式や債券などの形をとらないことが多く、一見「証券」のようには見えません。しかし、「証券」の定義には、包括的な意味を持つ「投資契約」という用語が記されています。そのため、定義で証券であると明示されている種類の金融商品と同じ基本的な特性を形の上では持っていないくても実質的に同じ特性を持っていれば、この定義に入ることになります。しかしSECはこれまで、ビットコインとイーサは証券ではないという立場をとってきました。ただし、コインベースなど暗号資産の「マーケットメイクを実質的に行う」企業はSECの規制対象です¹。

CFTC: 暗号資産はビットコインやイーサを含め、「商品」の定義に入るという立場をとっています。CFTCは、商品先物市場に対する自らの規制監督権限は限定的であるものの、州際通商での商品として、暗号資産市場に対する全般的な不正行為と相場操縦的行為を防止するための執行権限を保持していると明言してきました。

商品市場のトレーダー、アドバイザー、代理店、取引所に加え、デジタル資産に連動した先物に投資をする暗号資産ファンドマネージャーはCFTCに届け出るか、商品取引顧問業者 (CTA) や商品プール運用者 (CPO) としてCFTCに登録しなければなりません。

FinCEN: 暗号資産をFinCENの規制対象となるマネーサービス事業 (Money Service Business, MSB) と位置づけています。暗号資産サービス事業者は、(1) FinCENからライセンスを取得し、(2) マネーロンダリング防止 (Anti-Money Laundering, AML) / テロ行為への資金供与阻止プログラムおよび制裁プログラムを導入し、かつ (3) 記録を維持管理し、報告書を当局に提出しなければなりません。

¹ 連邦議会は、株式に対する規制と類似した包括的な規制を暗号資産取引所に課す役割を担うことができるとの考えをゲンスラー委員長は示しており、SECによる監督が強化されるかもしれません。SECのヘスター・パース委員は、ブロックチェーン業界や暗号資産業界に対する規制の枠組みで、米国が他国に後れを取っていると思うと述べています。



OFAC: 暗号資産は法定通貨と同様に扱うべきだという考えに立ち、コンプライアンス義務も同じだと強調しています。また、制裁対象者に紐づけられた暗号資産のアドレスもSDNリスト (Specially Designated Nationals and Blocked Persons List) に加え始めました。

IRS: 暗号資産を資産と位置づけており、どのような時に暗号資産が課税の対象になるかを説明する税務ガイダンスを発表しました。また、暗号資産は従来の通貨のような機能を果たすものの、どの管轄区域でも法定通貨になることはできないと指摘してきました。IRSの観点からすると、資産と同じ課税原則が暗号資産にも適用されます。州法または連邦法では、暗号資産の売買は、その取引が証券の売買に該当するか、州法で送金とみなされるか、あるいは連邦法でMSBとみなされる場合、規制の対象となります。

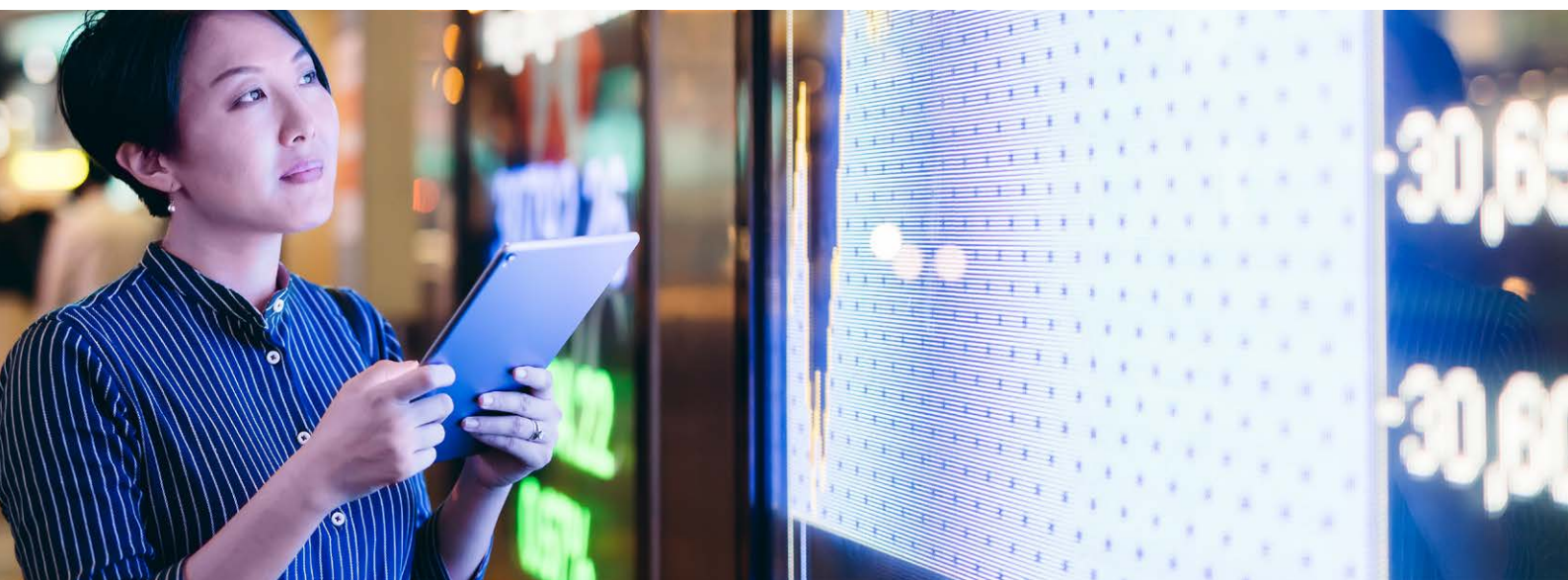
OCC: 2021年1月に書簡を公表し、国法銀行および連邦貯蓄金融機関には独立型ノード検証ネットワーク (Independent Node Verification Networks, INVN) の検証ノードとしてブロックチェーンに接続する権限があり、暗号資産の決済取引を検証、保存、記録できることを確認しました。これにより、銀行はINVNと関係するステーブルコイン、つまり法定通貨と交換できる暗号資産を利用して、認められている別の決済活動ができることが明確になりました。この書簡では、コンプライアンスプログラムを引き続き拡充させ、銀行秘密法 (Bank Secrecy Act, BSA) の報告要件と記録管理要件に沿った上で暗号資産取引に伴うリスクに対処したものにすることを銀行に提言しています。2020年5月には、国法銀行について、その業務の一部側面が州が定める送金の定義に入る場合は銀行が送金業務を行う許可を州から得ていない場合であっても、暗号資産が関与する業務を行うことができるとする書簡も公表していました。

2016年に、OCCは特別目的国法銀行免許案を発表しました。これは、預金を取り扱わないフィンテック企業が連邦政府の免許を受け、OCCの監督の下で、州ごとに異なる規制やライセンスに悩まされることなく事業を営むことを可能にする制度です。企業からの申請がまだ1件もなかった2018年、ニューヨーク州金融サービス局 (Department of Financial Services, DFS) から、国法銀行法 (NBA) に基づき、フィンテック企業に免許を付与するOCCの権限に異議を唱える訴訟が起こされました。数回にわたり控訴がなされた末、2021年6月に、第二巡回区控訴裁判所がDFS側の異議を退けました。ただ現時点では、フィンテックの免許の申請があった場合、OCC、あるいはこれに異議を唱えているDFSなどがどのような対応をとるかは不透明です。

州の規制: 州もそれぞれ規制の導入を進めています。ニューヨーク州は2015年6月、他州に先駆けて暗号資産の規制に踏み切りました。それ以降、米国ではほとんどの州が暗号資産を対象とした独自の規制を設けています。一部の州では暗号資産の使用を促すため、それほど厳格ではない規制案を可決し、暗号資産には証券取引法および送金法が適用されません。各州の規制内容の一部を以下にまとめました。

- ▶ DFSは、ニューヨーク州に在住または所在する者、営業所を有する者、ニューヨーク州で事業を行う者が暗号資産事業に携わる場合、事前にライセンス(ビットライセンス)を取得することを義務づける要件を公布しました。この規制は2020年6月に改定され、新たな枠組みが加えられました。これにより事業者は、暗号資産事業に携わることをDFSからすでに許可されている事業者と連携することで、条件付きのビットライセンスを申請できます。ただし、すでにライセンスを取得している事業者は、DFSから正式なライセンスが付与されるまで、人員のほか、運営面、その他必要なサポートを提携先に提供しなければなりません。
- ▶ 2018年9月にはカリフォルニア州知事が「ブロックチェーン・ワーキンググループ」の設置を承認しました。このワーキンググループの目的は、ブロックチェーンのメリット、リスク、法的な影響を調査することです。また、カリフォルニア州議会が、「ブロックチェーンテクノロジー」と「スマートコントラクト」の法的な定義を導入する州議会法案(法案番号2658)を成立させました。2020年には、市場のモニタリングと暗号資産の調査を担う新たな部門を設置する、カリフォルニア州消費者金融保護法案(California Consumer Financial Protection Law)に知事が署名をしています。
- ▶ 2021年2月にはイリノイ州議会が、現行のブロックチェーン事業開発法(Blockchain Business Development Act)を修正し、金融業規制局(Department of Financial and Professional Regulation)を加え、デジタル資産のカストディに関する規則、見解、解釈書を採用する新たな法案を提出しました。また、5年間所有者が不明の暗号資産は、所有権が放棄されたとみなされるとする別の法案もあります。所有権が放棄されたとみなされた暗号資産は清算され、その利益が州の財務担当部署に送られるとしています。この法案の成立により、イリノイ州は特別信託にデジタル資産を保有することを認める2番目の州となります。フィンテック企業と暗号資産が経済成長の原動力になるとの期待が高まり、この法案は、全会一致の支持を受けました。

2021年イノベーション法を阻む障壁の除去: この新法案が議会に提出されたのは2021年3月のことです。立法化された場合、SECとCFTCのほか、民間セクターのさまざまな代表者から成るデジタル資産ワーキンググループが立ち上げられることになると考えられます。このワーキンググループが、SECまたはCFTCが暗号資産を管轄する状況を明確化するはずですが、



最近の執行活動

規制が進められ、監視の目が厳しくなる中、昨今暗号資産に関わる規制・執行活動が増加してきました。米国では規制当局がこのような執行活動を通じて、どのような規制の順守が必要であり、かつ期待されているかというメッセージを発しています。これらの執行活動の内容から、さまざまな規制当局が発行元、プラットフォーム、利用者、取引所に対して、何を期待しているかについての洞察を得ることもできます。以下に、最近の執行活動の一部を紹介します。

HelixおよびCoin Ninja LLC: FinCENは2020年10月、Helixの主な運営者であり、またCoin Ninja LLC.のCEO兼主な運営者であるラリー・ディーン・ハーモン氏に対して6,000万米ドルの民事制裁金を科しました。両社はビットコインを受け付け、さまざまな手段で人や場所へ送金する、換金可能な暗号資産の「取引所」として営業していました。FinCENは、ハーモン氏が2014年6月から2019年12月までこの2社を運営するにあたり、(1) マネーサービス事業者として登録せず、(2) 有効なマネーロンダリング防止プログラムを導入、維持せず、また(3) 特定の疑わしい取引を報告していないことから、銀行秘密法に故意に違反したと判断したのです。

BitGo, Inc.: OFACは2020年12月、デジタル通貨取引に関わる複数の制裁プログラムに明らかに違反したBitGo, Inc.と98,380米ドルで和解に達したと発表しました。2015年3月から2019年12月まで、取引が行われた期間の一時期に、クリミア、キューバ、イラン、スーダン、シリアはOFACの規制による包括的禁輸措置の対象であったにもかかわらず、それらの国・地域に所在する個人や事業者が、自社のノンカストディアル型のセキュアなデジタルウォレット管理サービスを利用するに当たり、BitGoは取引に使用されたIPアドレスのブロックを実施しませんでした。この民事和解は、ブロックチェーン業界に携わる事業者に対してOFACが最初に行った執行活動です。

LBRY, Inc.: SECは2021年3月、自社のデジタル資産証券であるLBRYクレジットの公募を届け出ずに行った容疑でLBRY, Inc.を告発しました。LBRYは、公募の届出書をSECに提出せず、複数の投資家にLBRYクレジットを販売していましたが、その投資家の一部は米国を拠点にしています。これは1933年証券法5条(a)と5条(c)の届け出に関する条項に反する行為です。未届けの公募でLBRYが購入者から得た米ドル、ビットコイン、サービスは金額にして1,100万米ドルを超えます。SECは現在、民事制裁金(金額は未定)、永続的な差止命令による救済、不正利得の吐き出し(ディスゴージメント)と利息の支払いを求めています。

BitMEX: 2021年8月、FinCENはCFTCと共に成立させたグローバルな和解の一環として、銀行秘密法およびFinCENの施行規則への違反により、Bitcoin Mercantile Exchange (BitMEX)に対し1億米ドルの民事制裁金を科しました。この制裁金は、CFTCと司法省が2020年10月にBitMEXのオーナーらに対して起こした訴訟に起因するものです。BitMEXはセーシェルで設立されていますが、自らの所在地を偽って取引していた米国の投資家が複数いることが判明しました。BitMEXでは、VPNソフトウェアかTorネットワーク経由でのIP検証だけで口座を開設できます。その上、BitMEXの事業拠点の大部分は、所在地が米国でした。そこで、義務づけられている米国のマネーロンダリング防止の手順を採り入れず、また未届けの取引プラットフォームを運営していたとして、CFTCがBitMEXのオーナーらに対して民事訴訟を起こしたのです。司法省とFinCENも、適切なマネーロンダリング防止プログラムを故意に確立、導入および維持せず、銀行秘密法の違反と共謀があったとして、オーナーらを刑事告発しました。

考慮すべき事項

将来を見越した対応： 暗号資産事業者は、先手を打ってコンプライアンスプログラムの枠組みを作り、米国の規制機関にある「規制のサンドボックス」制度を活用することで、現在だけでなく、将来的にもコンプライアンス違反を犯すことを回避できます。規制のサンドボックスとは、新たなビジネスモデルの大規模な実装を進める前に、これが及ぼす影響と規制への準拠の有無を閉じられた環境で評価する、いわば実験場です。このようなサンドボックス制度は、英国の金融行為規制機構 (FCA)、米国の消費者金融保護局 (CFPB) や商品先物取引委員会 (CFTC) などの規制当局が提供しています。規制の強化に伴い、暗号資産事業者は、何がどの規制の対象になり、事業者としてどの規制当局に登録する必要があるかについて理解を深めていかなければなりません。現在は規制が緩い国・地域で運営をしている事業者であっても、犯罪行為を検知し、防ぐことができるよう、登録・届出システムを適切に設計する必要があります。厳格な顧客確認 (Know-Your-Customer, KYC) 手順とマネーロンダリング防止プログラムを最初から重視し、新たな規制と規制の変更を継続的にモニタリングすることが、コンプライアンス違反に伴い問題が生じることを防ぐ一助となるはずで、こうした対応はいずれも、将来を見越した取り組みであり、コンプライアンスを達成し、維持する上で不可欠です。

米国人との取引： 米国人と取引のある暗号資産事業者がコンプライアンスを順守するためには、相手の所在地が米国にあるか否かにかかわらず、取引の適切なモニタリングと開示が極めて重要です。米国人と取引をするということは、米国のより厳格な規制基準の適用を受けるといふことにはほかなりません。また、州固有の規制も考慮する必要があります。ニューヨーク州やカリフォルニア州の規制は、州内で取引を行う事業者や、州内で設立された事業者に適用されます。ニューヨーク州のコンプライアンス法規は現在、米国で最も厳しいものの一つです。

コンプライアンスプログラムの基本

金融機関は、米国のさまざまな規制を順守するため規制プログラムに幅広い要件を盛り込んでいますが、以下の項目は金融犯罪リスクに特に関係しており、コンプライアンスプログラムの重要な要素です。

- ▶ リスクレベルに応じたカスタマー・デューデリジェンスの実施
- ▶ 重要な公的地位を有する者 (PEPs) の本人確認
- ▶ 制裁対象者リストと海外資産管理局 (OFAC) の制裁措置に照らした、クライアントの審査とスクリーニング
- ▶ 腐敗行為と贈収賄を防ぐことを目的とした、海外腐敗行為防止法 (FCPA) と贈収賄・腐敗行為防止 (ABAC) 規則の順守に関わる適切なプログラムの導入
- ▶ 取引の継続的なモニタリングによる、異常な取引や疑わしい取引の把握
- ▶ クライアント企業の実質的支配者 (UBO) の本人確認
- ▶ 適法かつ必要な文書を提出するための、文書の適切な保存と法執行への対応
- ▶ 効果的かつ効率的なコンプライアンスプログラムの維持に役立つデータ解析とテクノロジーツールの導入



関連するEYのサービス

EYのチームは、規制、コンプライアンス、執行の課題に対処するために、専門分野のリソースに加え、幅広い技術的ソリューションとサービスを利用することができます。EYのテクノロジーにより、分散型台帳を関係者間で共有し、内部構造やデータの解析を外部から解析・改変されにくい、信頼できる環境で同時に行い、またパブリック・イーサリアム・ブロックチェーンでエンド・ツー・エンドの調達活動を非公開で安全に行うことができる、EYのプラットフォームを土台としたソリューションの提供なども可能です。EYのチームは、ブロックチェーンについてのコンサルティング、監査業務の変革、KYCプログラムのコンプライアンス、マネーロンダリング防止のリスク評価と取引のモニタリングサービスを提供するスキルも備えています。米国において、EYのチームが暗号資産業界の主要企業にこれまで提供してきたサービスの一部を以下にまとめました。

クライアント	米国においてEYが暗号資産業界の企業に提供したサービス実績
ブロックチェーン企業	ブロックチェーン企業が、ニューヨーク州金融サービス局 (DFS) によるNYDFS規則 Part 504の順守のチェックと認証を受けるための準備をサポート。そのサポートにあたり、関係する銀行秘密法/マネーロンダリング防止プログラムと制裁措置のコンプライアンスプログラムの文書を見直すとともに、プログラムを評価し、認証取得に影響を与える可能性のある潜在的なギャップと問題を把握。すでに実施した是正活動と今後実施する予定の是正策に各要素をマッピング。その他、プロセスオーナー、下位の認証機関、ロールアッププロセスの把握を含め、持続可能な再認証のプロトコルと枠組みの設計もサポート。
国際的なフィンテックプラットフォーム	米国のバンキングパートナーシップに向けた準備と、米国の各州に送金ライセンスの申請書を提出することを目的とした、国際的なフィンテックプラットフォームのマネーロンダリング防止/制裁/不正行為/研修プログラムの開発をサポート。
グローバルなeコマース企業	グローバルなeコマース企業の、米国内外におけるマネーロンダリング防止プログラムと制裁プログラムをサポート。クライアントと緊密に連携して、リスク評価手法を開発するとともに、事業活動、顧客、地理的プレゼンス、商品に関わるマネーロンダリング防止と制裁関連のリスクを把握。この業務の一環として、顧客リスクの評価手法の開発と導入でもクライアントをサポートしたほか、マネーロンダリング防止のコンプライアンスガバナンス体制関連についても助言。
暗号資産管理会社	暗号資産信託のSOXテストの実施で暗号資産管理会社を支援。具体的には、全社的な財務・技術・取引統制のテストの実施で経営幹部をサポート。外部の監査人と調整を行い、四半期ごとにEYの知見を経営幹部に報告。
フィンテック企業	ミンティング、バーニング、カストディアン、管理者、コントラクトオーナー、プラットフォームの秘密鍵の管理を中心に、手順および統制の設計の有効性に関する知見および提言をまとめた報告書を作成。
デジタル資産のカストディ銀行	デジタル資産のカストディ銀行から委託を受け、米国の規制要件と制裁措置に関係する、銀行秘密法/マネーロンダリング防止と海外資産管理局 (OFAC) 制裁措置のコンプライアンスプログラムのプログラム評価を実施。このプログラム評価の結果と提言をまとめた報告書を提出。
暗号資産マネーサービス事業者	現行の顧客リスク評価手法 (Customer Risk Rating Methodology, CRRM) を強化するための提言を行い、ブロックチェーン・テクノロジー・プロバイダーと暗号資産取引プラットフォームを対象とする、DFSのビットライセンス申請書の作成をサポート。CRRMを改善するための提言書、顧客リスク評価で留意すべき、追加の顧客データポイント、CRRMの評価付けと手順に関する最新情報を提供。

パブリック型ブロックチェーンネットワークが企業と投資家から選ばれる存在にならなければ、ブロックチェーンは、社会からの期待に応えることはできません

Paul R. Brody

EY Global Blockchain Leader

引用・参考文献

- Nikhilesh De, "US Lawmakers Introduce Bill to Clarify Crypto Regulations," *CoinDesk*, March 9, 2021.
- Heather Morton, "Cryptocurrency 2021 Legislation," *National Conference on State Legislatures*, May 14, 2021.
- "How the laws & regulations affecting blockchain technology and cryptocurrencies, like Bitcoin, can impact its adoption," *Business Insider*, January 27, 2021.
- "IRS Virtual Currency Guidance: Virtual Currency Is Treated as Property for U.S. Federal Tax Purposes; General Rules for Property Transactions Apply," IR-2014-36, *IRS*, March 25, 2014.
- "Application of FinCEN's Regulations to Certain Business Models Involving Convertible Virtual Currencies," FIN-2019-G001, *Financial Crimes Enforcement Network*, May 9, 2019.
- Josias "Joe" N. Dewey, editor, *Blockchain & Cryptocurrency Regulation 2021* (Global Legal Insights, published October 23, 2020).
- Jason Brett, "U.S. House Passes Bill To Create First Crypto Task Force On Digital Assets," *Forbes*, April 22, 2021.
- Tipsuda Thavaramara, "Regulating cryptocurrencies: five challenges," *AsiaGlobal Online*, October 24, 2019.
- "Bitcoin and the Challenges for Financial Regulation," *UKTN*, February 24, 2021.
- Diana Chen, "Legal Challenges Of Blockchain Technology," *Medium*, February 23, 2021.
- "DFS Superintendent Lacewell launches series of virtual currency initiatives," *New York State Department of Financial Services*, June 24, 2020.
- "An introduction to virtual currency," *Commodity Futures Trading Commission's Office of Customer Education and Outreach*, accessed August 31, 2021.
- "Federally Chartered Banks and Thrifts May Participate in Independent Node Verification Networks and Use Stablecoins for Payment Activities," News Release 2021-2, *Office of the Comptroller of the Currency*, January 4, 2021.
- "First Bitcoin "Mixer" Penalized by FinCEN for Violating Anti-Money Laundering Laws," *Financial Crimes Enforcement Network Office of Strategic Communications*, October 19, 2020.
- Grant P. Fondo, Meghan Spillane, et al., "BitMEX Founder's Charges Highlight Risks for DeFi," *CoinDesk*, November 24, 2020.
- Adam Ciralsky, "The Rise and Fall of Bitcoin Billionaire Arthur Hayes," *Vanity Fair*, February 4, 2021.
- Alan Cohn, Meredith Rathbone, et al., "OFAC Announces First Ever Enforcement Action Targeting a Digital Asset Company," *Steptoe*, January 5, 2021.
- "Settlement Agreement between the U.S. Department of the Treasury's Office of Foreign Assets Control and BitGo, Inc.," *U.S. Department of the Treasury*, December 30, 2020.
- "What is a regulatory sandbox?" *BBVA*, April 26, 2018.
- American Express link
- "SEC Charges New Hampshire Issuer of Digital Asset Securities with Registration Violations," Litigation Release No. 25060, *U.S. Securities and Exchange Commission*, March 29, 2021.
- Werner Vermaak, "New 'Innovation Act' Bill Seeks to Clarify U.S.' Digital Asset Regulations," *Sygnia*, March 15, 2021.
- Matthew E. Kohen, "State Regulations on Virtual Currency and Blockchain Technologies," *Carlton Fields*, originally published on October 17, 2017, updated on March 15, 2021.
- Judith Lee and Jeffrey Steiner, "OFAC Issues Economic Sanctions Guidance on Digital Currencies," *Gibson Dunn*, October 5, 2018.
- Harry Clark, Jeanine P. McGuinness, et al., "Cryptocurrency and OFAC: Beware of the Sanctions Risks," *Orrick*, January 22, 2020.
- Interpretive Letter #1167, *Office of the Comptroller of the Currency*, accessed August 31, 2021.

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

©2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書はCryptocurrency: compliance and controlsを翻訳したものです。英語版と本書の内容が異なる場合は、英語版が優先するものとします。

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談ください。

ey.com/ja_jp